

○いじめ事案に関する調査・報告・指導の手順

1 いじめの情報の入手

(いじめアンケート、保護者・本人の申し出、外部からの通報など)

※アンケートについては、回収段階で訴えに気付いたものは、随時下記の流れに沿って、いじめ対策委員会へ諮り、調査、指導・支援にあたる。

2 いじめ対策委員会の開催

(1) 調査担当者、調査方法の確認

↓ ※学年等で調査資料がある場合は (2) へ

(2) 調査の実施、結果の確認

↓ ※速報を校内委員で情報共有し、初動対応を助言・支援
必要に応じて保護者の意見を踏まえた調査対応

(3) いじめ認知の判断

いじめの場合、加害・被害生徒、不適切な傍観者(関係者)の特定

↓

(4) 指導等の助言・支援

①生徒指導委員会への助言

被害、加害生徒への初動対応や指導など

②再発防止策の助言

↓

(5) 調査結果を関係生徒・保護者へ説明

①いじめと判断した資料の整理

②生徒・保護者への説明(学年及びいじめ防止対策委員、生徒指導部)

※被害保護者・生徒には法に基づき説明及び支援する。

なお、加害生徒・保護者への説明は、被害生徒・保護者の意向や

いじめ対策委員会の助言を踏まえて行う。

保護者の理解が得られない場合

保護者の理解が概ね得られた場合 → 「3 生徒指導委員会」へ引き継ぐ

3 生徒指導委員会の開催

(1) 事案を全職員で情報共有

(2) いじめ事案の具体的な指導方法の決定

→懲戒処分としない場合 → 学年(又は部顧問)、生徒指導部、教頭による指導など

→懲戒処分とする場合 → 懲戒処分案を職員会議へ提示
特別指導の実施

(3) 県教委への報告(生徒指導部から随時)

(4) 加害生徒の指導及び保護者への説明、助言・支援

いじめ対策委員会の助言を踏まえて、加害生徒への指導、加害生徒保護者への説明、助言・支援を行う。

4 いじめの解消の判断

いじめ解消は、一定期間経過後(概ね3ヶ月)、SCによるカウンセリングや生徒・保護者に対するヒアリング、教員の面談などを行った結果をもとに、いじめ対策委員会において判断する。(解消の判断は、できる限り外部委員を加える)